

児童手当制度(昭和47年創設)

制度の目的	家庭等の生活の安定に寄与する ・ 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する		
対象児童	国内に住所を有する中学校修了まで (15歳に到達後の最初の年度末まで) の児童(住基登録者:外国人含む) 対象児童1660万人 (30年度年報(31年2月末))	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監護・生計同一(生計維持)要件を満たす父母等 所得制限限度額(年収ベース) 960万円(夫婦と児童2人の場合) ・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等
手当月額 (一人当たり)	0~3歳未満	一律15,000円	
	3歳~小学校修了まで	第1子・第2子:10,000円	第3子以降:15,000円
	中学生	一律10,000円	
	所得制限限度額以上	一律5,000円(特例給付)	
支払月	毎年2月、6月、10月(前月までの4か月分を支払)		
実施主体	市区町村(法定受託事務) 公務員は所属庁で実施		
費用負担	国、地方(都道府県・市区町村)、事業主拠出金で構成 事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当		
給付総額	令和2年度予算:2兆929億円 (国負担分:1兆1,496億円、地方負担分:5,748億円、事業主負担分:1,765億円、公務員分:1,919億円)		